

中野区画街路第 4 号線 沿道権利者の皆様へ

中野区まちづくり推進部
まちづくり事業課

中野区画街路第4号線についてのお知らせ

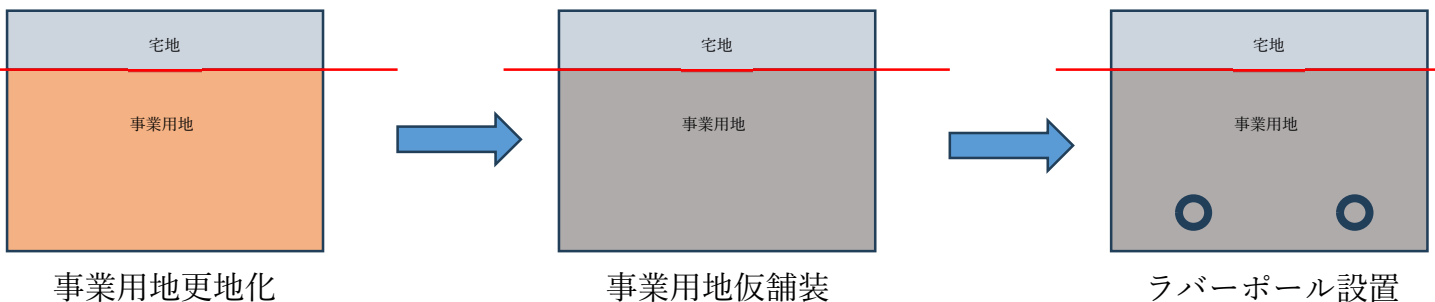
日頃より、中野区が施行する都市計画事業に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

中野区画街路第 4 号線事業では、沿道権利者の皆様のご協力のもと、事業用地の取得を行っております。取得した土地につきましては通行可能な状態へ仮整備して中野区が管理を行っております。

本年度よりその仮整備した土地につきまして安全の確保の観点から現車道と取得した事業用地との間にラバーポールの設置を予定しております。

◆対象地について

ラバーポールの設置を予定している場所は区で取得させていただいた土地のうちアスファルトによって仮舗装が行われ、一般に皆様が通行することのできる土地となります。区が取得をしても仮整備が行われていない土地につきまして仮舗装が行われるまでは設置の予定はありません。



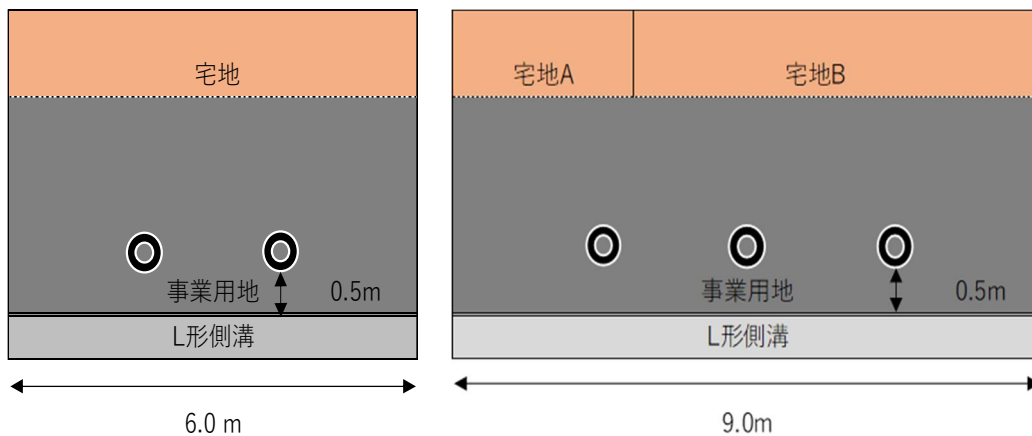
〈図 1〉 ラバーポール設置までのフロー

◆ラバーポールの設置案について

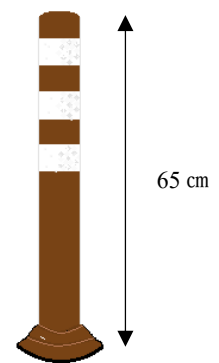
ラバーポールの設置につきまして、権利者の皆さまによって間口が異なることから原則として 3.0m につき 1 本の間隔でラバーポールを設置することを予定しております。

設置数量や配置のイメージを右表及び次ページに記載しますのでご確認ください。

ラバーポールの設置数量	
事業用地の間口	数量
3.0m未満	1本
3.0m～6.0mまで	2本
6.0m～9.0mまで	3本
9.0m以上	4本～



〈図2〉 ラバーポールの設置イメージ



〈図3〉 ラバーポールのイメージ

◆ラバーポールの設置間隔や本数について

ラバーポールの設置の間隔や本数につきましては前述の通り 3.0m につき 1 本を原則としておりますが、直近で隣地も後退予定がある場合や社会通念上やむを得ないと判断できる場合につきましては区との協議の上、間隔や数量を変更する場合があります。

また、沿道通行者の交通事故防止のために必要があると認められた場合や事業用地への車両の駐車等が認められた場合については、区から沿道権利者に対して通知を行ったのちに、対象箇所について追加でラバーポールを設置することがあります。

◆お問い合わせについて

各土地の詳細な設置時期につきましては、設置前に改めてチラシにてご連絡させていただきます。

ご不明点などございましたら下記お問い合わせ先までご連絡のほどよろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 街路整備係

電話 03-3228-5405